



連載

知っておきたい「海洋散骨」のイロハ

第4回 船舶運航と散骨のコンプライアンス

和田 睦美

一般社団法人 全国海洋散骨船協会 事務局長／海洋散骨ディレクター講師

今月号では、「船舶運航って簡単なの？」ということと、「散骨に関するマナー」についてお話しさせていただきます。

船舶の運航は、免許を取得してさえいれば、どなたでも運航可能です。自動車の運転に慣れている方であれば、「それなら簡単に運航できるのでは？」と思う方もおられるでしょう。

ちなみに、私は一級小型船舶操縦免許証所持者ですが、「船舶運航はむずかしい」というのが個人的見解です。なぜかといえば、免許保有者でありながら、ペーパー船長だからです。そんなプロの船乗りでもない私ですが、少しだけ耳を傾けていただくと幸いです。

船舶運航に関わる コンプライアンス

コンプライアンスといえば、一般的に「法令遵守」を指しますが、最近では、法令だけにとどまらず、社会規範なども含めて遵守することの意味にも使われているようです。

皆様も、自動車免許を取得する際、道路交通法などをひととおり勉強したはずですが、いまとなってはうろ覚えという方も多いのではないのでしょうか。私が本当に船の運航はむずかしいと思うのにはわけがあります。それは、海域特有の特徴があるからにほかなりません。

船舶の運航に関する法令は全国共通、というより、全世界共通の法令に基づいているといっても過言ではありません。

たとえば、船舶は「右側通行」と世界中で決められています。ところで、道路であれば（日本では）中央線の右側を走行すればよいのですが、「車線がない」「中央線も存在しない」海上では、何を基準に、右側とみなせばよいのでしょうか。

自動車の運転でさえ、免許を取得したばかりの方やペーパードライバーが、道路を走行するとなればかなりの恐怖心を抱かずですし、海上ならなおさら不安が募るばかりです。

また、船舶は港域では港則法に従って走行しなければなりません。しかし、海上には港域の境界線が引かれているわけではありません。漁業水域の区別、定置網などにしても、その海域を知らなければ、その目印すら見つけることはできない場合もあります。

私が最もむずかしいと思うのは、それぞれの海域特有の気象や海況に関する予測です。たとえば、海域によって、東の風が吹けば波が立つ場所もあれば、南の風が吹いた場合には出航できないという場所もあります。このように、船舶は、天候、特に風によって大きな影響を受けてしまいます。これは風という気象の変化とともに、海域周辺の地形によって特性が決まるため、ベテラン船長ならではの予測と判断力が重要になるのです。

つまり、法令だけではなく、社会規範も含めて考えると、やはり船長としての「経験」がものをいう世界だといえます。

海上走行をする船舶は、航行時、必ず波を引き起こします。この引き波が他船の迷惑となり、場合によっては沖合に停泊している小型ボートなどを転覆させる危険性すらあります。特に港域に入るときには、徐行することが決められていますが、船舶での徐行は速度が数値で決められているわけではありません。

小型船舶操縦士の学科教本によれば、「港内及び港の境界付近では、他の船舶に危険を及ぼさない速度で航行しなければなりません」と記されています。しかし、この徐行すら、船長の判断によって大きく異なります。かなりのスピードで港域に近づき急減



和田 睦美 (わだ むつみ)

全国海洋散骨船協会 事務局長

2016年6月、全国海洋散骨船協会設立とともに事務局長に就任。19年、理事会の要請により「海洋散骨ディレクター」テキストを編纂。

20年1月には、第1回海洋散骨ディレクター講習にて講師となり、現在も継続中



速する船や、港域の手前から徐々にスピードを落とし、港に入る前に十分に減速している船もあるといった具合です。ベテランの船長ほど周囲の船を気にしているようです。

船の運航で大切なことは、他船に対する気遣いだと思いますが、ベテラン船長の操船には、私が気づかないような他船への気遣いがあり、感心することばかりです。

もちろん、平常時であれば、問題なく運航はできるでしょう。しかし、緊急時ともなればその対処にはベテランと初心者の差が大きく出ます。

近年の散骨ブームに乗り、これまで船にまったく関わっていなかった方がいきなり散骨船の船長として事業をはじめめるケースもあるようですが、散骨を依頼する側として、その船長の操船や考え方などを考慮し、信頼できる船長にお願いしたいものです。

法律だけではない マナーの問題

船舶の運航では、他船に対する気遣いが重要だとお伝えしましたが、マナーも重要です。船乗りはよく「シーマンシップ」という言葉を使います。シーマンシップとは、小型船舶操縦士の学科教本によると、「全ての場所で、あらゆる状況下で、船舶・舟艇を航行・操縦・保持する技術」とあります。そして「自然の摂理に従い、他人に迷惑をかけず、助け合い、譲り合う精神」を指します。

この考えは、散骨にも当てはまることです。散骨は、確かな技術と経験をもった船長による安全な航海と、他人に迷惑をかけず、助け合いながらご遺族の満足できる葬送を行なうことです。

マナーという点では、海上において散骨を実施する場所でも、マナーを守らなくてはなりません。

たとえば、海水浴場で散骨をしたらどうでしょうか。海沿いの民家の前で、毎日船が来て散骨をしていたら、その民家の方は散骨船を歓迎してくれるでしょうか。魚を養殖している“いけす”の近くで散骨をしていたら、これを見た人はここで育った魚を好んで食べてくれるでしょうか。

「これからの墓地の在り方を考える懇談会報告書(平成10年6月厚生省生活衛生局)」によれば、散骨に関する意識調査の結果として「街中、水源地、公園などでは散骨を行うべきではないという意見が8割から9割を占めている」との記述があります。散骨は、葬送儀式の1つであり、葬送は人の生活にはなくてはならないものですが、そこには葬送としてのマナーがあり、他人の宗教感情を損なうことがあってはならないのです。

2021年に発表された「散骨に関するガイドライン(散骨事業者向け)」第1項(目的)でも、「散骨が関係者の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生等の見地から適切に行われることを目的とする」と記述されています。これは、墓埋法の第1条にも記載されており、どちらも宗教感情と公衆衛生に配慮しなければいけないと謳われています。

全国海洋散骨船協会では、淡水域での散骨を禁止しています。淡水は、生活用水や飲料用などの水源として利用される可能性があるためです。

また、これまで海洋散骨の抛りどころとされてきた、「葬送を目的として節度をもって行う限り死体遺棄にはあたらない」という法務省の言葉ですが、もし、葬送としての節度をもたないのであれば、死体遺棄や海洋投棄として取締りを受ける可能性もあるのです。

参考文献：海洋散骨ディレクターテキスト、小型船舶操縦士学科教本1、厚生省生活衛生局 これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書

■(一社)全国海洋散骨船協会の概要

所在地：東京都渋谷区東3-25-10 T&Tビル／設立：2016年6月／理事長：志賀 司／加盟社数：12社(2023年3月現在)

協会HP／海洋散骨ディレクター講習についてはこちらから →

